添付資料２　要領／規則／細則例等

１．現場手動の水門・陸閘等の操作管理業務を委託する場合に定める操作要領（例）
２．津波防災ステーションの管理主体の閉庁時（夜間、休日等の勤務時間外）
　における操作管理を市（消防）等が行う場合の両者間の協定書（例）
３．津波防災ステーションの管理主体の閉庁時（夜間、休日等の勤務時間外）
　における操作管理を市（消防）等が行う場合の操作管理規則（例）
４．津波防災ステーションの管理規則（例）
５．津波防災ステーションの管理細則（例）
６．津波・高潮非常配備態勢組織図（例）
７．津波・高潮非常配備態勢発令表（例）

現場手動の水門・陸閘等の操作管理業務を委託する場合に定める操作要領（例）

○○海岸水門・陸閘等操作要領

△△県○○管理局長を委託者とし、株式会社　　　　　　　　　　　　を受託者として、平成○○年○月○日付けで締結した○○海岸水門･陸閘等操作管理業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第１　操作の目的

陸閘の操作は、津波・高潮等の流入を防止することを目的とする。

第２　操作方法

陸閘の操作は、取扱説明書により行うものとする。

第３　点検操作

点検のための水門・陸閘等の開閉操作は、１基あたり月１回以上実施し、清掃を含め、操作が円滑であることを確認しておかなければならない。

第４　異常気象時の操作

受託者は、以下の場合には水門・陸閘等の門扉を閉じなければならない。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。

(1) 大規模地震特別措置法第９条の規程により警戒宣言が発令されたとき。

(2) 津波警報又は高潮警報が発表され、受託者がこれを知ったとき。

(3) 委託者が特別に必要と認め指示したとき。

第５　緊急時の特例

受託者は、緊急やむを得ない事情があるときは、必要の限度において水門・陸閘等の門扉を閉じることができる。

第６　門扉閉鎖の解除

この要領第４及び第５により水門・陸閘等の門扉を閉じた後、その必要がなくなったときには全開を要する箇所は速やかに全開しなければならない。

第７　関係機関等への通報

この要領第４、第５及び第６により水門・陸閘等の門扉を操作するときは、あらかじめ受託者は委託者、○○警察署、○○消防署及び地域住民に通知しなければならない。ただし、要領第５による場合は、操作後の通知とすることができる。

第８　交通等の注意

受託者は、水門・陸閘等の門扉を操作するときは、周辺の交通、船舶の航行に十分注意し、最低１人以上の交通監視員をおくこと。

第９　異常箇所発生時における通報

水門・陸閘等の門扉を操作した際、操作上その他の異常箇所がある場合は、受託者

は委託者に対し速やかに通報しなければならない。またその異常が軽微で修繕可能な場合修繕に努めること。

第 10 契約書第５条に定める様式及び提出部数

操作記録簿様式第１号　　　　１部

津波防災ステーションの管理主体の閉庁時（夜間、休日等の勤務時間外）における操作管理を市（消防）等が行う場合の両者間の協定書（例）

○○津波防災ステーション管理協定書

△△県○○管理局長（以下「甲」という。）と△△市長（以下「乙」という。）との間に次のとおり管理協定を締結する。

（目的）

第１条　○○津波防災ステーション（以下「施設」という。）は、津波等から住民の生命、財産を守ることを目的とする。

２　乙は、甲が別に定める「○○津波防災ステーション操作管理規則」（以下「操作管理規則」という。）に定める業務（以下「業務」という。）の処理を行うものとする。

（操作管理態勢）

第２条　乙は、津波の発生が予測される場合は、操作管理規則に基づき、操作に備えるものとする。

（操作管理）

第３条　乙は、操作管理規則に基づき、操作管理を行うものとする。

２　乙は、前項の操作管理に必要な要員確保に係る費用を負担するものとする。

（施設の維持管理）

第４条　甲は、施設の保守点検等維持管理を行うものとする。

２　甲は、前項の維持管理に要する費用を負担するものとする。

（責任の所在）

第５条　施設の操作管理に起因する事故について、操作管理規則に基づく操作管理により発生したものは甲が責任を負う。

ただし、乙に過失があった場合はこの限りでない。

（第三者への業務委託の禁止）

第６条　乙は、第三者に対し、業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（業務責任者）

第７条　甲の業務責任者は、○○管理局工務課長とする。

２　乙の業務責任者は、△△市消防本部通信指令課長とする。

（業務内容の変更）
第８条　甲は、必要がある場合は、業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとする。
（業績報告書の提出）
第９条　乙は、１月から１２月までの年間実績報告書を翌年〇月〇日までに甲に提出しなければならない。
（管理協定の解除）
第 10 条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。
（１）乙がこの協定及び操作管理規則に違反する行為をしたとき。
（２）協定締結後の事情の変化により業務を処理させる必要がなくなったとき。
（３）乙の事情により業務を継続することが困難になった場合で、事前に甲に通知及び協議があり、やむを得ないと認めたとき。
（損害賠償責任）
第 11 条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。
（１）乙が業務の実施に関して、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。
（２）第 10 条の規程によりこの協定が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
（秘密の保持）
第 12 条 乙は、業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（定めのない事項の処理）
第 13 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（附則）
第 14 条 この協定は、平成〇〇年〇月〇日から効力を生じるものとする。

　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成〇〇年〇月〇日

（甲）　　△△市〇〇〇〇〇町×番×号
　　　　　△△県〇〇管理局
　　　　　　局長　　　　　●●　●●

（乙）　　△△市〇〇〇〇〇町×番×号
　　　　　　△△市長　　　●●　●●

津波防災ステーションの管理主体の閉庁時（夜間、休日等の勤務時間外）における操作管理を市（消防）等が行う場合の操作管理規則（例）

○○津波防災ステーション操作管理規則

第１条（目的）

この規則は、○○海岸に存置する別記に掲げる海岸保全施設（以下「陸閘」という。）の操作管理に関し必要な事項を定め、もって津波の被害から、人命及び財産を保護することを目的とする。

第２条（△△市長の責務）

（１）前条の目的を達成するため、△△市長は職員を指揮監督し、この規則に定める必要な措置を講じるものとする。

（２）△△市長は、あらかじめ、△△市長が不在の場合の職務を代行する者を別に定めるものとする。

第３条（設置場所）

○○港津波防災ステーションのセンター局は県が△△市役所内に設置する。

第４条（操作の基本方針）

陸閘操作の基本方針は次の通りとする。

（１）陸閘の操作者は△△市長とする。

（２）操作日及び時間帯は、休日、祭日及び平日の１７時から翌日の８時３０分までとし、遠隔自動運転を原則とする。

ただし、事故、その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、○○管理局長が操作出来るものとする。

（３）陸閘の開操作は、港湾パトロールの上、○○管理局長が行う。

第５条（津波発生時等における操作の方法）

○○防災ステーション設置の地震計において測定した震度値及び気象情報の大津波警報・津波警報発令を受け、次の各号に定めるところにより、陸閘を操作するものとする。

（１）地震計による震度値が５強以上のときは、全ての陸閘を遠隔自動操作にて一斉に全閉する。

（２）警戒宣言又は、大津波警報が発令されたとき及び津波警報が発令されたときは、

操作を「手動の一斉」に切り替え、閉操作を行い、全陸閘を一斉に全閉する。

2　前項の場合において、陸閘閉操作後は全閉の確認を行うと共にＩＴＶ監視を行い安全の確認をするものとする。

第６条（平常時における操作の方法）

前条（２）の場合以外は、操作切換えを自動とし陸閘の状態監視を行う。

第７条（操作の特例）

△△市長は、その他の緊急事態でやむを得ない事由があるときは、必要の限度において、前２条の規程に関わらず、陸閘を操作することができるものとする。

第８条（通知及び警告）

△△市長は、陸閘を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生じるとみとめられるときは、〇〇管理局長に通知し操作の指示を受けるものとする。ただし、震度５強以上の場合は除く。

２　△△市長は、陸閘を操作することにより、危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ放送、サイレン等で一般に警告するものとする。

第９条（操作に関する記録）

△△市長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を別紙様式１号により記録し保存しておくものとする。

（１）操作開始及び終了の年月日並びに時刻
（２）地震の状況
（３）操作した陸閘の名称
（４）操作の際に行った通知及び警告の状況
（５）第７条に該当するときは、操作の理由
（６）その他参考となるべき事項

第 10 条（点検及び整備）

〇〇管理局長は、〇〇津波防災ステーションセンター局の操作卓の点検整備を行うものとし、△△市長はこれに協力するものとする。

１　センター局の機器点検　年１回以上

センター局機器については「電気通信設備保守点検基準・点検表」に準じて定期点検を行う。

２　無線局定期点検

電波法令第７３条第３項の規程に基づき、無線局及び監視制御局の係る総務省総合通信局の定期点検（年１回）を行う。

第 11 条（気象及び海象の観測）

△△市長は、地震計の震度、気象衛星よりの受信データその他陸閘を操作するため必要な観測をするものとする。

第 12 条（月報等）

△△市長は、陸閘の操作に関する事項について、月報を別紙様式２号により記録し保存するものとする。

第 13 条（その他）

この操作管理規則に定めるもののほか、この操作管理規則の実施のため必要な事項は、○○管理局長、△△市長協議の上定める。

第 14 条（規則の改正）

この操作管理規則は、必要に応じ、○○管理局長、△△市長協議の上改正することができる。

附　則

この操作管理規則は、平成○○年○月○日から執行する。

津波防災ステーションの管理規則（例）

○○県△△町津波防災ステーション管理規則

目　次

第１章　総　　　　　則

（目的）

第１条　この規則は、海岸法（昭和３１年法律第１０１号）及び○○県と海岸保全施設に関する事務の事務委託に関する規約(平成○○年○○県告示第□□□号)に基づき、「○○県△△町津波防災ステーション全体整備計画」により△△町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定め、もって津波、高潮等による災害の発生を防止することを目的とする。

（町長の責務）

第２条　前条の目的を達するため、町長は、担当職員を指導監督し、この規則に定める必要な措置を講ずるものとする。

２　町長は、あらかじめ、町長が不在の場合の職務を代行する者を別に定めるものとする。

第２章　警 戒 体 制 等

（警戒態勢の発令）

第３条　当該地域が、次の各号に該当するとき町長は、直ちに警戒態勢を発令するものとする。

（１）気象庁が、津波又は高潮のいずれかの警報を発したとき。

（２）気象庁が、津波又は高潮のいずれかの注意報を発したときで、町長が必要と認めるとき。

（３）気象庁が、地震発生の発表をしたときで、町長が必要と認めるとき。

（４）全各号のほか、町長が必要と認めるとき。

（警戒態勢における措置）

第４条　町長は、警戒態勢時における、施設の操作に備えて、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

（警戒態勢の解除）
第５条　町長は、第３条各号の掲げる事態が解消したときは、安全を確認のうえ警戒態勢を解除するものとする。

第3章　施設の操作等

（施設の操作）
第６条　町長は、警戒態勢時にあっては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。
（操作の特例）
第７条　町長は、事故その他の緊急事態でやむを得ない事由があるときは、前条の規程に関わらず、施設を操作することができる。
（通報及び警告等）
第８条　町長は、施設の操作の実施について、すみやかに関係機関に通報等をするものとする。
２　町長は、施設の操作により、付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を警告するものとする。
（操作に関する記録）
第９条　町長は、施設の操作を行ったときは、必要な事項を記録し、保存するものとする。

第4章　雑　　則

（点検及び整備）
第 10 条 町長は、施設を良好に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検及び整備を行うものとする。
２　町長は、前項の点検及び整備のため必要と認める場合は、第６条の規程に関わらず施設を操作することができる。
（気象及び水象の観測）
第 11 条 町長は、日常の気象及び水象について、定期観測を行うものとする。
（細則）
第 12 条 この規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この規則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

津波防災ステーションの管理細則（例）

○○県△△町津波防災ステーション管理細則

目　次

第１章　総　　　　　則

（趣旨）

第１条　○○県△△町津波防災ステーション管理規則（以下「規則」という。）第 12 条の規定に基づき、この細則を定める。

２　「○○県△△町津波防災ステーション全体整備計画」により△△町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の警戒態勢時（以下「態勢時」という。）及び平常時の管理は、別に定めるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

（町長不在時の代行者）

第２条　規則及びこの細則に関する事項について、町長が不在のときの代行者は、△△町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるところによるものとする。

（担当区域）

第３条　町長は、必要に応じ、△△町海岸を区域に区分するものとし、区域ごとに水門班を定めるものとする。

２　水門班は、態勢時及び平常時の施設の点検整備及び開閉操作に関する業務に従事するものとする。

（担当区域の管理態勢）

第４条　町長は、担当職員（以下「職員」という。）の中から、管理主任及び前条に定める区域ごとに水門班班長（以下「班長」という。）を定めるものとする。

２　管理主任は、町長の指示のもと、施設の管理業務全般にあたるものとする。

３　班長は、管理主任の指示のもと、職員を指導し、施設の管理業務にあたるものとする。

４　管理主任及び班長は、これを兼ねることができるものとする。

（職員の心得）

第５条　職員は、各自の職務につき、責任を重んじ、施設の操作及び維持に万全を期さなければならない。

２　職員は、担当区域内の施設の操作について熟知するとともに、他の区域の施設操作についても習熟しなければならない。

３　職員は、施設の操作に必要となる機械及び電気設備の取り扱いに当たっては、周到な注意を払って各部の点検整備を行わなければならない。また、不良個所がある場合は、修理または、取り替え等を行い、機能の保持に努めなければならない。

４　職員は、気象及び水象に常に留意しなければならない。

５　職員は、態勢時管理に万全を期すため、規則、この細則及び地域防災計画の熟知に努めなければならない。

（局舎内の掲示等）

第６条　町長は、施設の操作を行う局舎内には、職員の見易い場所に、次の各号を掲げる図表を掲示等の方法により、備えなければならない。

（１）津波・高潮非常配備態勢組織図

（２）津波・高潮非常配備態勢発令表

（３）津波・高潮非常配備態勢動員職員召集系統図

（４）海岸保全施設操作に伴う連絡先一覧表

（５）海岸保全施設操作表

（６）津波・高潮非常配備態勢無線連絡系統図

（７）施設の操作基準表

（８）施設の操作手順場

（災害対策訓練）

第７条　災害対策を円滑に実施するため、町長が定めるところにより、職員の召集、施設の操作及び通信連絡等の習熟を内容とする災害対策訓練を実施するものとする。

第2章　態 勢 時 管 理

（施設の操作に備えての措置）

第８条　町長は、態勢時には、施設の操作に備えて、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）施設を適切に操作することができる要員を配置すること。

（２）施設の操作に備え、施設及び施設を操作するために必要な附属施設の点検及び整備を行うこと。

（３）施設の操作に支障が生じないように、障害物の有無を確認すること。

（４）その他施設の操作上必要な措置を講じること。

（施設操作時の通報）

第９条　町長は、態勢時に置ける施設操作の実施について、すみやかに、関係官庁署及び操作により影響を及ぼすおそれのある船舶利用関係者等にその旨を通報し、必要な事項を確認するものとする。ただし、緊急に施設操作を要するときは、この限りではない。

（施設操作の注意事項）

第 10 条 施設の操作にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

（１）施設の操作により付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認める時は、その旨を信号、拡声器及び標識等で警告し、必要に応じて行う施設周辺の巡回により、安全を確認すること。

（２）施設の操作手順表を確認すること。

（気象等の観測等）

第 11 条 態勢時においては、必要な気象及び水象を観測し、地震等必要となる情報の収集を行うこと。

２　態勢時においては、班長は、潮位が H.H.W.L に達したときから、観測結果を町長に報告するものとする。ただし、気象、水象及び地象の変化が著しいときは、状況に応じて、必要な報告をするものとする。

（通信連絡）

第 12 条 態勢時の通信連絡は、無線電話を使用して行うものとする。なお、有線電話は、補助的手段として使用することができる。

（施設の操作報告）

第 13 条 管理主任は、態勢時における各種業務を行ったときは、業務記録表に必要な事項を記録し、保存するとともに、業務報告書により町長に報告するものとする。

（態勢時の施設管理）

第 14 条 態勢時における施設の管理は、本章で定めるほか、地域防災計画の定めるところによるものとする。

第３章　平 常 時 管 理

第１節　通則

（海岸施設管理作業予定表の作成）

第 15 条 施設の点検整備及び巡回並びに平常時の管理は、海岸保全施設管理作業予定表に基づき、計画的に実施するものとする。

２　管理主任は、前項の海岸保全管理予定表を各区域ごとに作成するものとする。

（点検整備）

第 16 条 機械及び電気設備の点検整備は、施設（機械及び電気設備）の点検基準に基づき、行うものとする。

2　管理主任は、前項の点検整備の状況を機械及び電気の設備の点検整備記録表に記録し、保存するものとする。

3　第１項の点検基準は、町長が別に定めるものとする。

（異常を発見したときの措置）

第 17 条 職員は、施設の点検整備及び巡回中、施設に異常のあることを発見したときは、直ちに応急措置を講ずるものとする。

2　前項の場合において、管理主任は、すみやかに施設異常発見報告書により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（点検整備等作業記録）

第 18 条 班長は、施設の点検及び巡回並びにその他の平常時の管理の内容を記録し保存するものとする。

（施設の操作報告）

第 19 条 管理主任は、施設の操作を行ったときは、施設の操作報告書に必要な事項を記入し、保存するとともに、町長に報告するものとする。

（施設の履歴簿）

第 20 条 管理主任は、施設ごとに、履歴簿を作成し、施設の改造及び修繕が行われたときは、その内容を記入するものとする。

（施設の管理状況報告）

第 21 条 管理主任は、必要に応じ施設の管理状況を町長に報告するものとする。

第２節　水　門

（障害物の除去）

第 22 条 職員は、水門の操作に支障が生じないように、門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、障害物がある場合は、除去するものとする。

（開閉操作）

第 23 条 職員は、水門を毎月１回定期点検することとし、次の各号に掲げる方法により、開閉操作を行うものとする。

（１）操作電源に、商用電源と自家発電源とがある場合は、両電源を交互に使用すること。

（２）開閉装置に遠隔操作装置と機側操作装置とがある場合は、両装置を交互に使用すること。この場合においては、商用電源と自家発電源との交互使用について十分配慮すること。

（３）開閉装置に非常閉鎖装置を備えている場合は、毎年２回、この装置を使用して閉鎖操作を行うこと。

（開閉操作時の注意事項）

第 24 条 水門の開閉作業にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

（１）回転灯、拡声器及び標識等により付近を航行する船舶に警告し、交通整理を行い、安全を確認すること。

（２）閉鎖時の門扉の止水状態を確認すること。

（３）施設の操作手順表を確認すること。

（開閉操作予定表の周知）

第 25 条 町長は、水門の開閉操作を行うときは、あらかじめ、施設の開閉操作予定表（以下「予定表」という。）により、関係官公署及び操作により影響を及ぼすおそれのある船舶利用関係者に周知するものとする。

（自家発電設備の整備運転）

第 26 条 水門の自家発電設備は、毎月１回以上、整備運転を行うものとする。

（照明の点灯）

第 27 条 航行船舶の衝突防止等を図るため、夜間は、水門の照明を点灯するものとする。

第３節　陸こう

（障害物の除去）

第 28 条 職員は、陸こうの操作に支障が生じないように、門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、レール及び戸あたり上に塵芥等がある場合は、除去するものとする。

（開閉操作）

第 29 条 職員は、陸こうを毎月１回定期点検することとし、次の各号に掲げる方法により、開閉操作を行うものとする。

（１）操作電源に、商用電源と自家発電源とがある場合は、両電源を交互に使用すること。

（２）開閉装置に遠隔操作装置と機側操作装置とがある場合は、両装置を交互に使用すること。この場合においては、商用電源と自家発電源との交互使用について十分考慮すること。

（開閉操作時の注意事項）

第 30 条 陸こうの開閉作業にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

（１）回転灯、拡声器及び標識等により通行車両等に警告し、交通整理を行い、安全を確認すること。

（２）施設の操作手順表を確認すること。

（開閉操作予定表の周知）

第 31 条 町長は、陸こうの開閉操作を行うときは、あらかじめ、予定表により、関係官公署及び操作により影響を及ぼすおそれのある港湾利用者等に周知するものとする。

（自家発電設備の整備運転）

第 32 条 陸こうの自家発電設備は、毎月１回以上、整備運転を行うものとする。

第4章　突発事態の措置

（突発事態の措置）

第33条 突発事態が発生した場合には、職員は、直ちに、事態の概要を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

2　前項の突発事態が切迫した状況にあり、町長の指示を受けるいとまがないときは、職員の判断により応急措置を講じるものとする。また、この場合には、すみやかに、町長に報告し、以後の指示を受けなければならない。

第5章　雑　　　　則

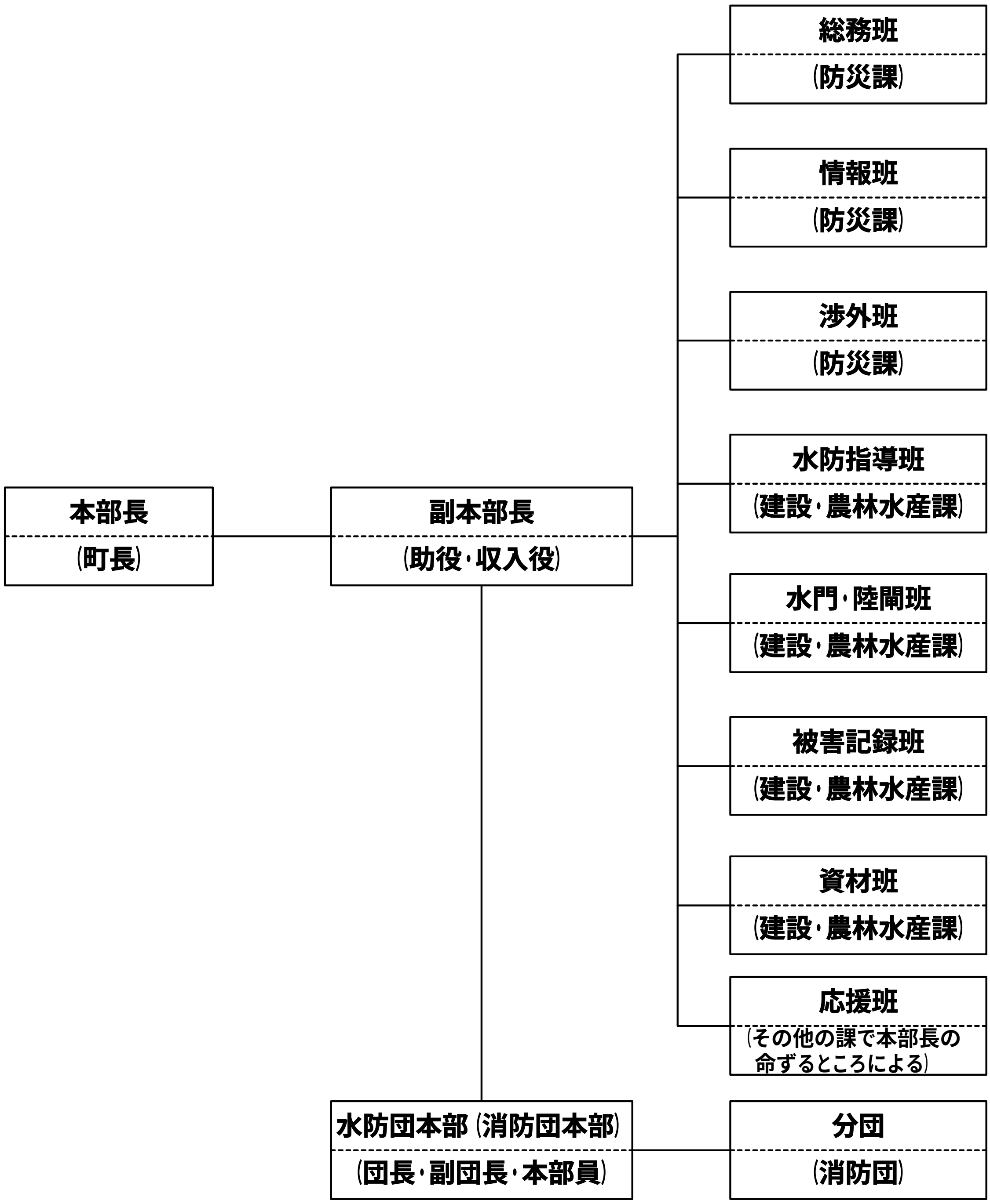
（その他）

第34条 この細則に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この細則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

津波・高潮非常配備態勢組織図（例）



津波・高潮非常配備態勢発令表（例）

本部長が津波又は高潮についての水防活動を必要と認めたときは、本部長の指令により役場職員ならびに水防団員は、次の要領により迅速確実に非常態勢による業務に従事するものとする。

津波・高潮配備基準

配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
事前配備	気象庁より津波注意報が発せられたとき	少人数により、情報収集活動及び連絡活動を主とし、事態の推移により速やかに水防本部を設置できる態勢	建設課、農林水産課、防災課の課長及び担当班
第１配備	気象庁より津波警報が発せられたとき	水防本部を設置できる態勢又は本部を設置し、事態の推移に伴い、速やかに第２配備がとれる態勢	上記課の係長以上及び担当班、水防団本部員、正副分団長
第２配備	水防活動を必要とする事態が予想され今後水防活動の活動が考えられるとき	職員及び水防団員を増員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、遅滞なく水防活動が実施できる態勢	上記課の職員全員、水防団本部員、正副分団長、班長
第３配備	事態が切迫し、完全な水防態勢の必要が予想されるとき	職員及び水防団員全員を動員する完全水防態勢	職員全員、水防団全員

その他

（イ）本部長は、その時の状況により非常配備態勢を切り替えることができる。

（ロ）非常配備態勢における応援班の動員は、本部長の命ずるところによる。